

番号	保育関係（１）
項目	<p>子どもたちの安全と健康な発達を守るため、国の対応を待たず、市として独自に保育士の配置基準を０歳児２：１、１歳児４：１、２歳児５：１、３歳児１０：１、４～５歳児１５：１にすること。また、配置基準を引き上げたことにより待機児が増えることの無いよう、公立や認可保育施設の新設・増設を行うこと。</p>
	<p>（回答）</p> <p>保育士の配置基準については、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」をもとに、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を定めており、保育所や地域型保育事業等の保育士等配置基準は国基準に適合したものとなっています。</p> <p>保育の質の確保という点において、保育士の配置基準は重要であると考えておりますが、保育士の配置基準の改善は全国的な課題であり、また継続的に実施する必要もありますので、国において推進されるべきものと考えております。</p> <p>令和６年度より３～５歳の配置基準が改善されたところですが、さらなる配置基準の改善がなされるよう他都市と連携を図り、国に対して要望しております。</p> <p>なお、１歳児については、国の配置基準が６：１であるところ、大阪市独自事業として予算化を行い、５：１の配置基準を充足していると確認できる場合において、通常の運営費に上乗せして必要な経費を給付しております。</p> <p>また、本市では、待機児童を含む保育を必要とする全ての児童の入所枠確保を図るため、認可保育所等の整備を進めております。</p> <p>なお、認可保育所の新設や増設等の整備計画策定に際しては、公立保育所をはじめ既存施設の定員や入所申込み状況等も考慮しております。</p>
担当	<p>こども青少年局幼保施策部幼保企画課 電話：０６-６２０８-８０１８・８１２６</p>

番号	保育関係（２）
項目	保育士の雇用を継続し、安定した運営で年度途中の保育需要に対応するため、定員割れした場合の運営費減収分を補う運営費補助制度を半年以降も拡充すること。
<p>(回答)</p> <p>「0歳児途中入所対策事業」については、0歳児は年度途中の入所が多い実態があるものの給付費は入所児童数に基づき支払われること、年度途中の保育士確保の困難さから4月に雇用しておく必要があることにより、人件費について施設の負担が大きくなり、施設経営を圧迫している現状にあることから、この間、施設側より人件費の補助を求めるご意見が多数あり、令和6年度より実施しております。</p> <p>支給対象につきましては、本市では10月時点で多くの施設がほぼ定員数に達しているという状況を踏まえ、補助期間を4月から9月としております。</p>	
担当	こども青少年局幼保施策部幼保企画課 電話：06-6208-8105・8031

番号	保育関係（3）
項目	<p>看護師配置について、すべての保育所に園の持ち出しなしに、正規職員で看護師を配置出来るよう市として財政措置すること。</p>
<p>（回答）</p> <p>看護師配置については、従来から本市独自事業として0歳児9人以上在籍する保育施設を対象とした看護師等雇用費助成事業を実施してきましたが、一部の地域において0歳児の入所数の減少により0歳児が9人以上という要件を満たせなくなり、経営上、看護師等の雇用継続を断念する施設が増加が懸念されることから、事業を再構築し、令和4年度から、民間の保育所・認定こども園の全施設を対象に、看護師等の配置に必要な人件費を支援する「保育所等の事故防止の取組強化事業（看護師等配置）」を行っております。なお、上限額は月額374,600円となっております。</p> <p>また、看護師配置については国において推進されるべきものと考えており、公定価格において、看護師配置の加算制度が創設されるよう国に対して要望しております。</p>	
担当	<p>こども青少年局幼保施策部幼保企画課 電話：06-6208-8352</p>

番号	保育関係（４）
項目	感染症予防を含む子どもの命と安全を守るために、面積基準を市の責任で拡充すること。
<p>(回答)</p> <p>保育所の設備基準については、大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例において、保育を受ける児童の健やかな成長と安全の確保を最優先に考えて定めており、この中に保育室や屋外遊戯場の基準についても定めております。</p> <p>条例の主旨を踏まえ、保育室の面積基準については、0歳児においては、国基準の「乳児室1.65㎡又はほふく室3.3㎡以上」を上回る「0歳児5.0㎡以上」としており、1歳児以上においては国基準どおり「1歳児3.3㎡以上、2歳児以上1.98㎡以上」としています。</p>	
担当	こども青少年局幼保施策部幼保企画課 電話：06-6208-8018

番号	保育関係 (5)
項目	<p>障害者手帳や療育手帳を所持している子どもの対応については、加配単価を引き上げ、専門職として配置できるよう補助金を増額すること。また、手帳の対象にならない子どもでも多様な配慮が必要な事例が増えている現状に対応し、十分な保育が保障できるよう、実情に応じて職員加配を行うこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、地域社会の中で障がいのあるこどもが仲間と共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っております。</p> <p>民間保育施設に対して、「大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費（特別支援保育事業）」により、障がい児の対応を行うために配置する、特別支援保育担当専任保育士等の人件費の助成を行っており、令和5年度からは算定基準を緩和する等、更なる受入れの促進を図っています。</p> <p>本事業の対象ではないものの配慮が必要な児童は増加しており、保育現場には大変ご負担をおかけしております。引き続き特別支援保育の充実に向け、事業内容を検討してまいります。</p>	
担当	<p>こども青少年局幼保施策部保育所運営課 電話：06-6684-9709</p>

番号	保育関係 (6)
項目	<p>「障害児保育巡回指導講師派遣事業」の講師を増員するなど、必要とする全ての子どもたちへの支援ができるよう制度の拡充を行うこと。また、同事業講師からのアドバイスを実施するための加配制度を設けること。</p>
<p>(回答)</p> <p>「特別支援保育巡回指導講師派遣事業」では、保育施設における特別支援保育の充実を図るために巡回指導講師を派遣し、支援を必要とする児童の行動観察や分析を基に、支援方法の提案を行っております。また、必要に応じて関係機関等との連携について助言をしております。講師の人数については、令和5年度から要員を1名増員し、制度の拡充を図ったところです。</p> <p>なお、本市では、「大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費」により、手帳の交付や医療機関の診断書等を支給要件とし、算定基準に基づいて特別支援保育担当保育士等の人件費を助成しております。</p> <p>今後も引き続き、「特別支援保育巡回指導講師派遣事業」により、保育所における特別支援保育の充実に努めてまいります。</p>	
担当	<p>こども青少年局幼保施策部保育所運営課 電話：06-6684-9709</p>

番号	保育関係（7）
項目	<p>保育所の食物アレルギー児への支援を大阪市として行うこと。</p> <p>（ア） アレルギー児への代替食や除去食を実施している保育所に対して人件費や調理器具・アレルギー児用食材などの購入に対し、補助金等の措置を講じること。</p> <p>（イ） 栄養士の加配については必要とする全ての園で、園の持ち出しなしに正規職員で配置出来るようにすること。</p>
<p>（回答）</p> <p>民間保育所においては、平成 27 年度より「アレルギー対応等栄養士配置事業」として、食物アレルギー対応給食のほか、栄養指導・栄養管理の取り組みを充実させ、食の分野における児童の安全確保と食育の推進を目的に、栄養士を雇用するための経費を支援する制度を実施しております。</p> <p>さらに、栄養士の加配については国において推進されるべきものと考えており、公定価格において、栄養管理加算の単価引き上げについて国に対して要望しております。</p>	
担当	<p>こども青少年局幼保施策部幼保企画課</p> <p>電話：06-6208-8352</p>

番号	保育関係（８）
項目	大阪市内のすべての保育所において、配置基準上の保育士は、保育士資格を持つものを原則とすること。
<p>(回答)</p> <p>保育士の配置基準については、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」をもとに「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を定めておりますが、保育所や地域型保育事業等の保育士等配置基準は国基準に適合したものとなっております。</p> <p>本市としても、保育の質の確保という点において保育士の配置基準等については重要な項目の一つと考えており、今後も保育の安全性を確保しつつ増大する保育ニーズに対応できるよう取り組んでまいります。</p>	
担当	こども青少年局幼保施策部幼保企画課 電話：06-6208-8018



番号	(9)
項目	安全に散歩等戸外活動ができるよう、ガードレールや歩道の設置を行うよう対策を講じること。
<p>(回答)</p> <p>令和元年5月、滋賀県大津市において、集団で歩道を通行中の園児が死傷する痛ましい交通事故が発生したことを受けて、内閣府より未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検及び安全対策を講じるよう通知が出され、本市においては、保育所、認定こども園、許可外保育施設、幼稚園、児童発達支援施設等の移動経路を、各施設の関係者ととも、道路管理者、交通管理者、区役所等で合同点検を行いました。</p> <p>道路管理者（建設局）では、その点検結果に基づいて、実施可能な対策（横断防止柵の設置、車止めの設置 等）を令和4年3月末までに行いました。</p> <p>また、大阪市では、現状の交通量に対して道路幅に余裕があり、地域の方々や沿道のみなさまの要望がある場合には、ガードレールの設置や段差のある歩道を設置するなどの対策を行っています。</p> <p>今後も、保育所等の施設関係者からの相談や要望に際しましては、大阪市関係局や大阪府警本部とも連携しながら、散歩等戸外活動の移動経路の安全対策に取り組めます。</p>	
担当	建設局 道路河川部 道路課（交通安全施策担当） 電話： 06-6615-6862

番号	保育関係（10）
項目	<p><u>処遇改善Ⅱを、定められた年数以上の経験を持つ保育士全てに支給できるよう制度を拡充すること。</u>また、支給要件となる研修については、現場の大きな負担とならないよう実施にあたっては現場の意見を聞くこと。</p>
<p>（回答）</p> <p>（下線部について回答）</p> <p>平成29年度に創設された処遇改善等加算Ⅱにつきましては、平成30年度及び令和2年度に職員への配分方法の見直しが行われるなど、運用の柔軟化が図られているところです。</p> <p>保育士の処遇改善は全国的な課題であり、また継続的に実施する必要もありますので、国において推進されるべきものと考えており、保育士のさらなる労働環境改善や継続雇用の支援施策の充実が図られるよう本市においても、引き続き国に対して処遇改善に必要な財源措置を講ずるよう要望しております。</p>	
担当	<p>こども青少年局幼保施策部幼保企画課</p> <p>電話：06-6208-8018</p>

番号	保育関係（10）
項目	<p>処遇改善Ⅱを、定められた年数以上の経験を持つ保育士全てに支給できるよう制度 を拡充すること。<u>また、支給要件となる研修については、現場の大きな負担とならな いよう実施にあたっては現場の意見を聞くこと。</u></p>
<p>（回答）</p> <p>（下線部について回答）</p> <p>処遇改善等加算の認定要件となっている「保育士等キャリアアップ研修」については、 各施設のニーズや状況に応じて、研修実施日程及び実施時間を配慮し、参加の促進に努め ています。</p>	
担当	<p>こども青少年局保育・幼児教育センター 電話：06-6952-0173</p>

番号	保育関係 (11)
項目	<p>コロナ禍で保育を継続して担っていた保育士を含む全保育所職員を「慰労金」の支給対象としてもらえるよう、国に訴えること。また、大阪市として特別給付金を支給すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、令和5年度に国の交付金を活用し、保育施設において感染者や感染者と接触があった者が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら、事業を継続的に実施していくための補助事業を実施しております。本補助事業では、職員に対する慰労金の支給は対象となっておりませんが、職員の感染等による人員不足に伴う職員の緊急確保に要する手当、施設職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当は補助の対象としております。</p> <p>なお、国の交付金が令和5年度で終了したため、本市の補助事業も終了しております。</p>	
担当	<p>こども青少年局幼保施策部幼保企画課 電話：06-6208-8665</p>

番号	保育関係 (12)
項目	<p>保育士不足な中、現場にさらなる負担を生み、子どもの命や健康に影響を及ぼしかねない「子ども誰でも通園制度」の試行的事業について、大阪市としての取り組みや見解などを教えてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、保育所や認定こども園等に通っていないこども（生後6か月から満3歳未満）の育ちを支援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、こども誰でも通園制度の試行的事業を令和6年7月1日より実施しております。</p> <p>試行的事業の実施にあたっては、職員配置や設備に関して一時預かり事業と同等の基準を設けており、試行的事業の実施事業者に対しては、本市職員による書類確認及び巡回指導等を実施することでこどもの安全を確保できるよう努めております。</p> <p>なお、こども誰でも通園制度は子ども・子育て支援法の改正に伴い、令和8年度から全国的に本格実施することになります。保護者のニーズや施設での実施方法、課題などの状況を把握し、本格実施を円滑に実施するため、試行的事業に取り組む必要があると考えております。</p>	
担当	<p>こども青少年局幼保施策部幼保企画課 電話：06-6208-8665</p>

番号	保育関係（13）
項目	<p>職場に対立と分断を生みかねない不十分な『保育人材確保対策事業の拡充』を改善し、一時金の対象を保育士はもちろん、調理師や看護師など全職員にするとともに、経験年数に関わらず支給できるものにしてください。</p>
<p>（回答）</p> <p>保育士の定着支援事業につきましては、横山市長の施政方針である0～2歳児の保育料無償化を実現するため、増加する保育ニーズに対応するための保育の受け皿整備や保育人材確保などの待機児童対策として、その受け皿となる保育施設の保育士に対し実施するものです。事業構築にあたっては、保育施設からいただいたご意見を鑑み、本市の限られた財政状況の中で調整を図りながら、10年目、15年目、20年目、25年目以上の節目の保育士に対する給付を中心に検討を重ね、加えて、退職者が多い就職7年目までの保育士を対象としたところです。</p> <p>保育士の処遇改善は全国的な課題であり、継続的に実施する必要があるため、国において推進されるべきものと考えており、保育士のさらなる労働環境改善や継続雇用の支援施策の充実が図られるよう、他都市と連携しながら、国に対して処遇改善に必要な財源措置を講ずるよう要望しております。</p>	
担当	<p>こども青少年局幼保施策部幼保企画課 電話：06-6208-8031</p>

番号	乳児院・児童養護（14）
項目	乳児院・児童養護施設におけるコロナやインフルエンザの感染時に、体調がすぐれない職員や新型コロナウイルスの陽性の疑いのある家族を持つ職員が安心して休め、かつ、定められた職員配置基準を下回ることがないよう、大阪市として緊急の職員加配に伴う予算措置を講じること。
<p>（回答）</p> <p>災害時や感染症流行時、特に新型コロナウイルス感染拡大防止期間については、厚生労働省通知により人員基準、設備等について柔軟な取り扱いが可能となったことから、本市においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るコロナ補助金において、非常勤職員の雇用に要する賃金等の経費補助等を行い、乳児院・児童養護施設等職員の負担軽減を図ってまいりましたが、令和5年度をもって終了しております。今後も災害時や感染症流行時には必要に応じて同様の通知が発出され则认为ますが、各施設の状況や国の動向等に注視し必要に応じて国に対して要望してまいります。</p>	
担当	こども青少年局子育て支援部こども家庭課要保護児童グループ 電話：06-6208-8050

番号	乳児院・児童養護（15）
項目	災害時や感染症流行時においても安全を確保し、子どもの命と人権が守られるよう、乳児院、児童養護施設の職員配置基準を見直すこと。
<p>（回答）</p> <p>災害時や感染症流行時、特に新型コロナウイルス感染拡大防止期間については、厚生労働省通知により人員基準、設備等について柔軟な取り扱いが可能となりました。今後も災害時や感染症流行時には必要に応じて同様の通知が発出されと考えますが、各施設の状況や国の動向等に注視し、必要に応じて、職員配置基準等の充実が図られるよう、国に対して要望してまいります。</p>	
担当	こども青少年局子育て支援部こども家庭課要保護児童グループ 電話：06-6208-8356



番号	乳児院・児童養護（16）
項目	<p>実態に則していない職員配置基準による人手不足のため、やむを得ず法人が独自に職員を採用する際に必要とする人件費に対し、大阪市として独自に予算措置を講じ、乳児院、児童養護施設における深刻な人材不足の解消のため、大阪市として早急に新たな人件費補助制度を創設するなど実効ある措置を講じること。</p>
<p>（回答）</p> <p>本市においては、国の定める最低基準及び加算職員等の配置状況に基づき措置費保護単価を決定するとともに、併せて本市単独の加算制度である児童養護施設等入所（者）処遇向上援護費により国の定める基準に比して一定の改善を図っているところです。</p> <p>職員配置の改善につきましては、本市としましては、施設の現状などを踏まえ、引き続き国の動向を注視するとともに、他の指定都市等と連携しながら、国に対して要望していきたいと考えています。</p>	
担当	<p>こども青少年局子育て支援部こども家庭課要保護児童グループ 電話：06-6208-8356</p>

番号	乳児院・児童養護（17）
項目	夜間業務を伴う職員のみとなっている乳児院・児童養護施設職員に対する処遇改善加算について、全職員を対象とするよう国に要望すること。
<p>（回答）</p> <p>社会的養護処遇改善加算（Ⅰ）については、虐待等を受けた子どもや障がいのある子どもなどへの夜間を含む業務内容を評価した処遇改善を行うための加算であり、全職員を対象とするものではありません。全職員の処遇改善は措置費本体の改定により行うべきものと考えます。</p> <p>全職員における社会的養護処遇改善加算は民間施設給与等改善費における処遇改善分の加算が令和元年度より1%増加し、3%に引き上げられ、その財源については配分職員に制限はないことから、職員の処遇改善に寄与するものと考えます。</p> <p>また、令和4年2月からは、社会的養護を担う施設及び事業所に従事する職員の処遇を改善するため、収入を月額9,000円引き上げるための措置が実施されております。</p>	
担当	こども青少年局子育て支援部こども家庭課要保護児童グループ 電話：06-6208-8356

番号	乳児院・児童養護（18）
項目	<p>困難を抱えて生活する子どもたちが増えている乳児院・児童養護施設において、子どもの実態に則した養育ができるよう改善すること。</p>
<p>（回答）</p> <p>社会的養護を必要とする子どもの養育の充実につきましては、児童福祉法の職員配置の最低基準、加算措置に関わる問題であると認識しております。国におきましては、平成23年からの家庭支援専門相談員、個別対応職員の配置の義務化をはじめ最低基準や加算措置の改正が行われており、令和元年度からは民間施設給与等改善費における処遇改善分の加算により、職員の処遇改善が図られています。また、令和6年度からは社会的養護経験者の自立に向けて継続した支援を行うことを目的として年齢制限が撤廃されました。</p> <p>本市におきましても、「児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱」に基づき、「児童養護施設等体制強化事業」や「乳児院等多機能化推進事業」を活用し、児童養護施設等入所児童に係る処遇向上等事業を実施しております。当該事業におきましては、被虐待児童等への処遇向上や、医療機関との連携強化、障がいをもつ児童の円滑な受入と入所中の支援、国家資格を有する者による専門的ケア等の充実を目的としております。</p> <p>今後の国の動き等を注視し、施設の現状等を踏まえた上で、必要に応じ国に要望してまいります。</p>	
担当	<p>こども青少年局子育て支援部こども家庭課要保護児童グループ 電話：06-6208-8356</p>

番号	乳児院・児童養護（19）
項目	一時保護の単価を、生活費だけでなく委託費全体を、措置児並みに引き上げるよう、国に要望するとともに、大阪市として加算額を増額されたい。
	<p>（回答）</p> <p>一時保護委託にかかる単価については、平成 30 年度より一時保護委託開始当初の単価の見直しが行われており、1 ヶ月の一時保護が行われたと仮定した場合、一般生活費以外も措置児童と同等水準が支弁されることとなっています。</p>
担当	こども青少年局子育て支援部こども家庭課要保護児童グループ 電話：06-6208-8356

番号	乳児院・児童養護（20）
項目	様々な通信機器などパソコンにかかる費用やシステムの事務経費を予算化された目い。
<p>（回答）</p> <p>一定のパソコン等の通信機器の導入にかかる費用につきましては、措置費（事務費）の中で対応するものと考えておりますが、各施設の状況等をふまえ、必要があれば一層の充実に向けて検討を行いたいと考えます。</p>	
担当	<p>こども青少年局子育て支援部こども家庭課要保護児童グループ</p> <p>電話：06-6208-8050</p>

番号	(21) (30)
項目	(21) 通所事業・訪問事業・利用施設・生活施設を問わず、すべての障害児・者関連職場で働く職員が新型コロナウイルスに感染したかどうか疑わしいときにすぐに検査ができるよう、抗原定性検査キットを配布すること。 (30) すべての高齢者施設・介護事業所の利用者・職員に対し、新型コロナウイルスに感染したかどうか疑わしいときにすぐに検査ができるよう、抗原定性検査キットを配布してください。
<p>(回答)</p> <p>新型コロナウイルス感染症については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置付けが5類に移行され、他の疾患との公平性を踏まえて、検査にかかる費用の公費負担を終了しています。</p> <p>ただし、新型コロナウイルス感染をできるだけ早い段階で見つけ、感染拡大リスクを減少させることを目的に、高齢者や障がい者の入所施設や通所系・訪問系サービス事業所等のすべての介護従事者を対象とする定期的な PCR 検査や、高齢者施設等で新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合の当該施設等の入所者及び従事者に対する検査は、国の方針に基づき行政検査として令和6年3月末まで実施していました。</p> <p>本市として、国、大阪府等と連携しながら、引き続き、感染抑制に努めてまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 運営指導課 電話：06-6241-6527 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導グループ） 電話：06-6241-6310

番号	(22)
項目	<p>災害時や感染症流行時でも、利用者の命と安全、人権が守れるよう、障害児・者施設の職員を大阪市独自に加配すること。また、職員配置基準を抜本的に引き上げるよう、国に強く要望すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>災害時や感染症流行時において、障がい児者施設等の社会福祉施設では利用者の命と安全、人権を守ることができるよう、施設職員の人材確保・職員体制を整えることが重要です。</p> <p>社会福祉施設等においては、災害や感染症の発生時には、被災地域等における介護施設、障がい児者施設の入所者へのサービス提供の維持及び避難者への適切な対応を確保するために必要な職員の確保が困難な施設がある場合には、法人間の連携や、都道府県における社会福祉施設等関係団体への協力要請などを通じて、他施設からの職員の応援体制を確保するなどの対応が求められているところです。また、これにより、派遣元の施設等において、被災地等に職員を派遣したことで職員が一時的に不足し、人員等の基準を満たすことができなくなるなどの場合、人員、設備等の基準の適用については、国の通知に基づき、柔軟に取り扱う等を行っているところです。</p> <p>本市としましても、今後も国の動向を注視するとともに、他の指定都市等と連携しながら、事業所が適切かつ安定的に運営を継続することができるよう、国に対し働きかけてまいります。</p> <p>なお、令和3年度基準省令改正により、障がい福祉サービス等事業所において業務継続計画（BCP）の作成が義務付けられました。事業者のみなさまにおかれましては、万が一、災害や感染症等が発生した場合であっても、利用者の安全確保や必要なサービスの提供をできる限り維持できるよう、あらかじめ業務継続計画を作成いただきますようお願いいたします。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	(23)
項目	<p>障害児・者施設における職員の人材確保と定着を図るために、大阪市として新たな人件費補助制度を創設するなど実効ある措置を講ずること。</p>
<p>(回答)</p> <p>障がい児者施設における福祉・介護の人材確保・処遇改善の取り組みについては、これまでの障がい福祉サービス等報酬改定においても継続的に見直しが行われてきましたが、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定においても、障がい福祉分野の人材確保のため、従来の処遇改善加算が一本化され、令和6年度には2.5%、令和7年度には2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行うこととしつつ、処遇改善の効果について実態を把握することとされております。</p> <p>本市としましては、障がいのある方が安心してサービスを利用することができるよう、今後も国の動向を注視するとともに、事業所の安定的な運営の観点から報酬単価の見直し等を含め、障がい福祉従業者の処遇改善に向けて、引き続き国に対し働きかけてまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245</p>



番号	(24) (ア)
項目	障害児入所施設における職員配置基準を、早急に児童養護施設並みとするよう国に強く要望すること。また、大阪市としても職員が増員できるよう、予算措置を講じること。
<p>(回答)</p> <p>児童福祉法に基づく障がい児入所施設における人員配置基準については、令和3年度の基準省令改正において、主として知的障がい児を入所させる施設及び主として盲児又はろうあ児を入所させる施設における児童指導員及び保育士の総数が、おおむね障がい児の数を4で除して得た数以上とされ、従前よりも手厚い人員配置基準とされたところです。</p> <p>本市としましては、障がい児入所施設における支援の実態を踏まえ、よりきめ細かな対応ができるよう職員配置基準の見直しや、良質な人材確保と事業者の経営基盤の安定を図ることができるよう報酬単価への適切な反映等について、国に対して引き続き要望してまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8015

番号	(24) (イ)
項目	18 歳以上の入所者を速やかに適切な施設に移行するため、進路開拓のための職員を大阪市として増員すること。
<p>(回答)</p> <p>障がい児入所施設に引き続き入所する 18 歳以上の入所者（いわゆる年齢超過者）の移行については、令和 6 年 3 月末日をもって経過措置適用期間が終了したところです。</p> <p>しかしながら、障がい児入所施設に入所している児童が 18 歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるための取り組みは引き続き必要であり、本市としてはこども相談センターや障がい児入所施設等と連携し移行調整の協議の場を設け、円滑な地域移行を進めていきます。また、移行の受け皿となり得る共同生活援助事業所に対しても、強度行動障がいにより移行が困難となっている方の受け入れを促進するため、受け入れの際に必要な調整や設備整備にかかる費用を助成する事業についても引き続き実施しています。</p> <p>このほか、令和 6 年度障がい福祉サービス等報酬改定により、退移行支援計画を作成・更新する際に、関係者が参画する会議を開催し連絡・調整を行った場合の評価を行う移行支援関係機関連携加算が新設されたほか、強度行動障がいを有する児童や重症心身障がい児などの特別な支援を必要とする児童が円滑に地域移行できるよう、宿泊・日中サービスの利用体験時に支援を行ったことを評価する体験利用支援加算が新設され、また、日中活動や移行支援の充実を図る観点から職業指導員加算が日中活動支援加算として算定要件の見直しが行われたところです。</p> <p>本市としましては、障がい児入所施設における円滑な地域移行の促進について、国の示す新たな移行調整の枠組みを踏まえつつ、引き続き障がい児入所施設と調整しながら地域移行を進めていくとともに、障がい児入所施設の本来の役割である障がいのある児童への適切な支援ができる体制や環境の確保に努めてまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8015

番号	(24) (ウ)
項目	<p>看護師・臨床心理士などの専門職員配置のための予算額を引き上げるよう、国に強く要望すること。また、大阪市としても、専門職員配置のための予算措置を講じること。</p>
<p>(回答)</p> <p>令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定においては、障がい福祉分野の人材確保のため、処遇改善を行うとともに、経営実態を踏まえたサービスの質等に応じたメリハリのある報酬設定を行うこととされ、全体で1.12%のプラス改定となっております。</p> <p>また、国においては、従来の処遇改善加算を一本化し、令和6年度には2.5%、令和7年度には2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行うこととしつつ、処遇改善の効果について実態を把握することとされております。</p> <p>障がい児入所施設では、医療的ケアや心理的ケアを必要とする児童のために、通常必要とする人員に加えて看護師や心理担当職員等を配置している場合に、看護職員加配加算（Ⅰ）（Ⅱ）や、心理担当職員配置加算としてそれぞれ評価されることとなっております。</p> <p>本市としましては、制度の運用実態を注視しながら、入所する児童が必要とする支援の確保並びに良質な人材の確保が図られるよう、引き続き国に対して働きかけてまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8015</p>

番号	(24) (エ)
項目	入所理由の第1位である虐待児童の心のケアのため、臨床心理士の配置を児童養護施設と同じく義務付けること。
<p>(回答)</p> <p>障がい児入所施設に置くべき従業者やその員数については、国の要綱や基準省令により定められており、現状心理指導担当職員については配置が必ずしも求められておりませんが、通常置くべき従業者に加え心理指導担当職員を配置した場合には、心理指導担当職員配置加算が支弁される取扱いとなっております。</p> <p>一方で、令和2年度に開催された厚生労働省の「障害児入所施設の在り方に関する検討会」では、その報告書において、障がい児入所施設に入所する障がい児について、被虐待児童が増加していることや、平成29年8月に取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」等を踏まえ被虐待児が心の傷を癒し回復していけるよう専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育の必要性を指摘しており、障がい児入所施設における社会的養護機能の強化を図ることとして、心理的ケアを行う専門職の配置の推進や職員に対する更なる研修等を行うべきとしています。</p> <p>また、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において、被虐待児に対して関係機関とも連携しながら心理面からの支援を行った場合を評価するために、要支援児童加算が新設されました。</p> <p>本市としましても、障がい児入所施設に入所する児童や支援の実態を注視しながら、必要とする職員の配置や報酬等について国に対し要望してまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8015

番号	(24) (オ)
項目	小規模グループケア加算の増額を国に要望するとともに、大阪市として必要な職員数が確保できるよう予算措置を講じること。
<p>(回答)</p> <p>小規模グループケア加算については、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において、より家庭的な環境による支援を促進する観点から、より小規模なケアの評価の見直しが行われました。また、サテライト型の評価について、安全な運営のために人員配置の強化を求めた上で、評価の見直しが行われています。</p> <p>本市としましても、制度運用の実態を注視しながら、施設の安定的な運営に向けた職員の配置基準や報酬単価の設定等、必要な財政措置について、引き続き国に要望してまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8015

番号	(24) (カ)
項目	サービス継続支援事業補助金について、金額を児童養護施設並みに引き上げるよう、国に要望すること。また、大阪市としても補助金を支給すること。
<p>(回答)</p> <p>新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置付けが5類に移行され、他の疾患との公平性を踏まえ、検査費用等の公費負担を終了しています。</p> <p>なお、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定においては、施設内で感染した利用者に対して必要な医療や支援を行った場合に評価する、新たな加算が新設されました。</p> <p>本市としましては、今後も国の動向を注視するとともに、他の指定都市等と連携しながら、事業所が適切かつ安定的な運営が図れるよう、感染症対策を含めた報酬単価の見直しに向けて、引き続き国・大阪府に対し働きかけてまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-7986

番号	(25) (ア)
項目	24年度報酬改定で支援区分5、4、3、2の利用者支援の報酬が削減された。大阪市として早急に実態調査をおこない、国に対して制度改善を要望すること。
<p>(回答)</p> <p>令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定においては、障がい支援区分ごとの基本報酬について、重度障がい者の受け入れなどサービスの支援内容や経営の実態等を踏まえた見直しが行われ、重度障がいのある方への支援や職員の配置等、サービス提供の実態に応じて加算する報酬体系に見直されております。</p> <p>本市としましては、障がいのある方が安心してサービスを利用することができるよう、今後も国の動向を注視するとともに、報酬単価の必要な見直し等について、国に対し働きかけてまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	(25) (イ)
項目	<p>リスクの高い1人夜間支援体制を改善し、複数体制がとれるよう、大阪市独自の職員配置を行うこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>グループホームにおいて、複数の従業者により夜間支援を行う場合については、従業者の数に応じて、夜間支援体制加算を算定いただくことが可能です。</p> <p>本市としましては、夜間に支援を必要とする障がい者が、グループホームで安心して生活することができるよう、報酬単価の見直し等について、他の指定都市等と連携しながら国に対して働きかけてまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245</p>





番号	(25) (エ)
項目	<p>求人を出しても問い合わせすらなく、入職しても3日、1週間で退職するケースが多くなっている。職員定着の1つとして、人件費部分の大阪市として独自加算を行うこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>障がい福祉サービス等事業所で働く方の処遇につきましては、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員等処遇改善加算の見直しが行われており、加算率が引き上げられたところです。</p> <p>本市としましては、障がいのある方が安心してサービスを利用することができるよう、今後も国の動向を注視するとともに、事業所の安定的な運営の観点から報酬単価の見直し等を含め障がい福祉従業者の処遇改善に向けて、引き続き国に対し働きかけてまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	(26)
項目	<p>自立訓練（機能訓練）の職員配置基準は6対1となっているが、視覚障害者に対する訓練は、歩行訓練や日常生活動作訓練等、1対1で行っているものが多い。訓練を安全かつ効率よく行うためには職員配置基準を1対1にする必要があるが、まずは2.5対1以下に改善するよう、国に要望すること。また、大阪市独自に職員を加配すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>自立訓練（機能訓練）事業の人員配置基準及び報酬体系等については、それぞれ「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」、「障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」において定められています。</p> <p>本市としましては、自立訓練（機能訓練）事業を利用する方のニーズに対して必要かつ十分な支援を行うことができるよう、当該事業の安定した事業運営に向けた適正な報酬単価の設定等、引き続き国に働きかけてまいりたいと考えております。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245</p>

番号	(27) (ア)(イ)
項目	<p>早川点字図書室について、以下のことを実現すること。</p> <p>(ア) 来年度の契約更新では、プロポーザル方式から随意契約方式に戻すこと。</p> <p>(イ) 正規職員を雇用できるよう、委託契約額を大幅に引き上げること。</p>
<p>(回答)</p> <p>早川福祉会館点字図書室運營業務委託事業の事業者の選定については、透明性・公平性を担保するため、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）を採用し、外部有識者の意見を参考にしながら、当該事業の委託先事業者を決定しています。</p> <p>早川福祉会館点字図書室では、点字図書や点字刊行物の貸し出しをはじめ、点字・録音図書の作製など、様々な情報提供を行うことやボランティアの養成を通じて、視覚障がいのある方の社会参加の促進・福祉の向上に大きな役割を担っていただいているものと認識しており、今後も事業内容や取り組み状況などの検証を行いながら、引き続き事業の充実に努めてまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8072

番号	(28) (ア)(イ)
項目	<p>日本ライトハウス情報文化センターについて、以下のことを実現すること。</p> <p>(ア)国から12名分の人件費を含む補助金が支給されている情報文化センターに対して、大阪市の補助金条例を理由に、支給されている補助金と同額の独自財源を法人に求めることをやめること。</p> <p>(イ)情報文化センターの情報化対応特別管理費を、ボランティアへの謝礼や独自に雇用している専門職員の人件費に充てられるようにすること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、点字図書館の円滑な運営を図り、身体障がい者の福祉の増進に資することを目的として、社会福祉法人日本ライトハウスが設置する点字図書館の運営事業に対する補助を、国の身体障害者保護費国庫補助金交付要綱及び本市の点字図書館運営補助金交付要綱に基づいて実施しています。</p> <p>情報化対応特別管理費にかかる対象経費につきましては、厚生労働省通知(※)に基づき、点字図書や音声図書を製作するために必要なパソコン等の購入経費等をはじめ、点訳・音訳を行う者への謝金等や、専門的な知識を持つものの賃金等も対象にしています。</p> <p>※令和3年3月29日付け「読書バリアフリー法を踏まえた障害福祉関連施策の推進について(通知)」</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8072

番号	(29)
項目	<p>全区への手話通訳者・相談員の設置に向けての検討内容、進捗状況を明らかにすること。また、聴覚言語障がい者コミュニケーション支援事業との連携について、必要に応じて、当事者、事業受託団体との協議を実施すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>聴覚・言語に障がいのある方々への支援としまして、手話通訳者派遣事業や聴覚言語障がい者生活相談事業で専任者を配置して事業を実施しております。</p> <p>聴覚・言語に障がいのある方々のコミュニケーション手段の確保及び生活相談の重要性については、本市としても認識しており、現在、複数の区役所において、窓口業務の中で手話通訳者を配置しているところです。</p> <p>引き続き、区役所への手話通訳者の配置など手話で対応できる市民窓口の充実に向けて、必要に応じて当事者等の意見も参考にしながら、検討を進めてまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8081</p>

番号	(31)
項目	<p><u>災害などが起こった際、福祉避難所での支援、また施設や在宅で生活している人たちへの支援が適切におこなわれるよう、災害時と感染症対策用にセンターを設け、専任の職員を配置するなど体制を整えること。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、災害発生時にひとりでの避難が困難な方や一般的な避難所では避難生活を行うことが困難な方などの要配慮者への支援について、要配慮者自身、自主防災組織、大阪市のそれぞれの果たすべき事項を取りまとめた「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」（以下、「計画」という。）により取組みを進めています。</p> <p>この計画において、一般の災害時避難所では対応できない要配慮者のための特別な配慮がなされているなどの条件や選定方針をあらかじめ定めております。</p> <p>大規模災害の発生直後など、安全な場所への避難が必要な場合においては、行政の支援体制が整うまでに時間を要することから、要配慮者の避難支援は自主防災組織等、地域住民による支え合いがもっとも重要となります。そのため、自主防災組織など地域においては、日頃から要配慮者の情報を把握し、災害時には迅速な避難支援等が行えるよう取組みを進めていただいております。引き続き、自主防災組織による要配慮者の避難支援の取組みに支援を行ってまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7380

番号	(31)		
項目	<p><u>災害などが起こった際、福祉避難所での支援、また施設や在宅で生活している人たちへの支援が適切におこなわれるよう、災害時と感染症対策用にセンターを設け、専任の職員を配置するなど体制を整えること。</u></p>		
<p>(回答)</p> <p>本市では、災害が発生した際や、感染症が発生した際は、各発生段階に応じた高齢者及び介護サービス事業所等への対応を大阪府、危機管理、医療、福祉の関係部局及び関係団体等と連携し対応してまいります。</p> <p>介護施設等は、サービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画の作成が義務付けられており、感染症や災害が発生した場合の対策として、必要な研修及び訓練の実施等、日ごろから備えをしておくことが重要であり、業務継続計画が未策定とならないよう、ホームページ等での周知をはじめとして、集団指導や運営指導を通じ、指導・助言に取り組んでまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>			
担当	福祉局 高齢者施策部	高齢福祉課	電話：06-6208-8026
	福祉局 高齢者施策部	介護保険課 (指定指導グループ)	電話：06-6241-6310



番号	(32)
項目	大阪府と連携して災害発生時に、感染症などから高齢者を避難、隔離できる福祉避難所を整備すること。
(回答) 小中学校の災害時避難所においては避難者居室のほかに、バリアフリー等に配慮した福祉避難室や感染症の疑いのある方を対象とした療養スペースを設けることとしております。	
担当	危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7380

番号	(33)
項目	災害や感染症の感染拡大による利用自粛等による減収を補填すること
<p>(回答)</p> <p>介護保険施設等の事業者は、災害時や感染症拡大時にも事業を継続できるよう事業継続計画書を作成することが令和6年4月より、経過措置期間が終了し完全義務化されました。</p> <p>本市では、厚生労働省において作成された「ひな形」と策定支援のための「ガイドライン」について本市ホームページに掲載し、社会福祉施設のBCP（事業継続計画）の策定に向けた取組みについて支援を行っております。</p>	
担当	福祉局高齢者施策部介護保険課（管理グループ） 06-6208-8028 福祉局高齢者施策部介護保険課（指定指導グループ） 電話：06-6241-6310

番号	(34) (35) (36)
項目	<p>(34) 新型コロナウイルス感染症による消毒等の業務過重を軽減するための職員の増員等のための財政支援を講じること。</p> <p>(35) 高い感染リスクを抱えながら日々業務をこなしている職員に大阪市として特別手当を支給すること。</p> <p>(36) 訪問介護の感染者・濃厚接触者宅へのサービス提供にあたっては、従事者と家族の安全を確保するため、ホテル等の宿泊が可能になるよう、支援策を講じること。</p>
<p>(回答)</p> <p>新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から感染症法上の位置付けが5類感染症に変更されました。</p> <p>位置付け変更後においても、特別な対応から通常への移行していくための期間として、感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援することを目的として、令和6年3月31日までに発生した、通常への介護サービス提供時では想定されないかかり増し経費に対する補助を継続してきたところです。</p> <p>令和6年3月末をもって、通常への移行期間を終了とし、介護施設等の事業者におかれましては、恒常的な感染対策に取り組んでいただくようお願いしています。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定指導グループ） 電話：06-6241-6310

番号	(37) (40)
項目	<p>(37) 体調の悪い介護職員が気兼ねなく休みが取れるよう、職員の増員のための財政支援を講じること。</p> <p>(40) 人材不足の背景にある低い賃金を引き上げるため、財政支援を講じること。</p>
<p>(回答)</p> <p>介護人材の職場定着の必要性、介護福祉士に期待される役割の増大、介護サービス事業者等による昇給や評価を含む賃金制度の整備・運用状況などを踏まえて、事業者による、昇給と結びついた形での賃金向上の仕組みの構築を促すため、介護職員処遇改善加算につきましては、平成 27 年度及び平成 29 年度の拡充に加えて、平成 31 年度の介護報酬改定においても新たな加算の区分が創設されました。令和 2 年度は取得促進に向けて取得促進事業も行いました。</p> <p>なお、介護職員のさらなる賃金改善の向上を図るため、収入を 3%程度（月額 9,000 円）引き上げる「介護職員等処遇改善支援補助金」が令和 4 年 2 月から、大阪府より対象・申請事業所へ交付され、令和 4 年 10 月以降は、介護報酬改定によりベースアップ等支援加算が創設され、令和 6 年度よりは、介護職員のさらなる賃金改善の向上を図るため、令和 6 年度に 2.5%、令和 7 年度 2.0%のベースアップや事業者の負担軽減につながるよう、従来の加算から新しい加算への一本化が行われたところです。</p> <p>介護保険は、全国統一の制度であり、介護労働者の処遇改善については、国による適切な介護報酬の設定等により対応するべきものであることから、本市独自で対象を拡大することは困難と考えますが、本市として指定都市共同提案などの機会を通じ、国に対し引き続き要望を行ってまいります。</p>	
担当	福祉局高齢者施策部介護保険課（管理グループ）06-6208-8028

番号	(38)
項目	夜勤の介護職員の体制を強化するために、支援策を講じること
<p>(回答)</p> <p>介護保険制度における夜勤を行う介護職員については、「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」に規定されています。</p> <p>介護保険は、全国統一の制度であり、介護労働者の処遇改善については、国による適切な介護報酬の設定等により対応するべきものであることから、本市独自で対象を拡大することは困難と考えますが、本市として指定都市共同提案などの機会を通じ、国に対し引き続き要望を行ってまいります。</p>	
担当	福祉局高齢者施策部介護保険課（管理グループ）06-6208-8028

番号	(39)
項目	利用料等の負担を軽減するための支援策を講じること。
<p>(回答)</p> <p>介護保険サービスの利用料は、本人や世帯の所得状況に応じた1割、2割または3割の利用者負担をいただいておりますが、利用者負担額が高額となる場合は、高額介護サービス費等の支給により負担軽減を図っており、年金収入等が年80万円以下の利用者負担第2段階の方については、月額負担上限額を15,000円とし、低所得者に対する自己負担が少なくなるよう設定されております。</p> <p>また、平成20年4月から各医療保険における世帯内の1年間の介護保険と医療保険のサービス利用にかかった利用者負担の合計が一定の上限金額を超えた場合については、申請をいただくことで高額医療合算介護サービス費等を支給しております。</p> <p>加えて、施設入所者等にご負担いただいている食費・居住費についても、所得に応じた負担限度額が設けられ、基準費用額と負担限度額との差額が、特定入所者介護サービス費として支給される制度がございます。さらに、社会福祉法人等が提供する福祉サービスについては、低所得者の利用料を軽減する制度を法人等の協力を得て実施しているところです。</p> <p>いずれにいたしましても、介護保険サービスの利用料の減免措置は国において統一的行われるべきものと考えており、引き続き国に要望してまいります。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課 (保険給付グループ) 電話：06-6208-8059

番号	(41)
項目	<p>大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会交付金は、高齢化・孤立化がすすむ地域福祉活動支援や災害時においても社会福祉協議会の役割が十分果たせるように、過去の減員回復、人口規模に応じた加配など行い、地域を支えられる正規職員を増員すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市と大阪市社会福祉協議会においては、地域福祉活動の支援に係る連携協定を締結し、だれもが安心して暮らせる地域づくりのための取組みを行っております。また、災害時におけるボランティア活動支援に関する協定を締結するなど、防災の面においても連携を行っております。さらに、区役所においては、区社会福祉協議会と連携して、地域福祉活動の推進に向けた情報共有と協力体制の強化を図り、災害等への対応に関しても、防災訓練を行うなど相互に協力・連携を行う必要があるものと認識しています。</p> <p>しかしながら、地域福祉活動支援や災害時に対応できる体制の構築といった人員配置に関することについては、各々の福祉職場において、雇用主との間で検討されるべき事項であると考えております。</p> <p>本市と社会福祉協議会が連携・共同して地域福祉を推進していくためにも、社会福祉法に基づいて社会福祉協議会が実施する事業に対する交付金を支出するとともに、今後も引き続き、本市と社会福祉協議会が双方の役割分担のもと、地域福祉活動を支援する取組に努めてまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7951

番号	(42)
項目	<p>大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会として実施する各種事業については、福祉を推進し、事業継続性と質を担保できるように短期間低予算での公募方式は中止し、正規職員が、雇用できる委託料に引き上げを行うこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市の指定管理業務における事業者選定は、客観的な観点で公正公平に選定するため、選定委員会を開催することとされており、大阪市社会福祉研修・情報センターについても、公募の上、業務内容の専門性や求められる知識及び技術等を評価するため選定委員会を開催して選定し、令和2年4月1日から5か年を指定期間として、大阪市社会福祉協議会を指定管理者に指定しております。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7958



番号	(42)
項目	<p>大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会として実施する各種事業については、福祉を推進し、事業継続性と質を担保できるように短期間低予算での公募方式は中止し、正規職員が、雇用できる委託料に引き上げを行うこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>○生活困窮者自立支援事業</p> <p>生活困窮者自立相談支援事業の事業者の選定については、透明性・公平性を担保するため、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）を採用し、外部有識者の意見を参考にしながら、当該事業の委託先事業者を決定しています。</p> <p>期間については、令和4年度からは令和6年度までの長期契約を行っており、事業規模については、業務量等を勘案し設定しております。</p> <p>今後とも様々な課題を抱えた生活困窮者の円滑かつ適正な相談支援業務が実施できるよう委託先と十分に連携してまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話：06-6208-7959

番号	(42)		
項目	<p>大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会として実施する各種事業については、福祉を推進し、事業継続性と質を担保できるように短期間低予算での公募方式は中止し、正規職員が雇用できる委託料に引き上げを行うこと。</p>		
<p>(回答)</p> <p>○要介護・障がい支援区分認定調査業務</p> <p>要介護・障がい支援区分認定調査業務の委託につきましては、公募型企画競争方式(プロポーザル方式)にて、中立性・公平性を図り当該調査を適正に実施することができる法人を選定し、業務委託契約を締結しています。次期契約については、現行事業者やマーケットサウンディングでの意見を踏まえ、公募を行っているところです。今後とも委託先と十分に連携・協議しながら、円滑かつ適正な認定調査業務が実施できるよう努めてまいります。</p>			
担当	福祉局 高齢者施策部	介護保険課 (認定グループ)	電話：06-4392-1727
	福祉局 障がい者施策部	障がい支援課 (認定グループ)	電話：06-4392-1730

番号	(42)
項目	<p>大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会として実施する各種事業については、福祉を推進し、事業継続性と質を担保できるように短期間低予算での公募方式は中止し、正規職員が、雇用できる委託料に引き上げを行うこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>○地域包括支援センター</p> <p>本市では、介護保険法に基づく地域包括支援センターの運営に係る包括的支援事業について、広く募集を行ったうえで委託先の選定を行い、その実施を委託しています。</p> <p>地方公共団体が契約をする場合は、原則として会計年度を越えることができないところ、特定の契約を締結する場合は、長期継続契約とすることができることとされており、本市においても、業務委託契約については3年程度の契約期間とする方針により、必要に応じて長期継続契約を締結しているところです。</p> <p>包括的支援事業の実施の委託にあたっては、長期継続的に事業の実施を委託することで効果的かつ安定的に事業が実施できるように、長期継続契約として6年間の契約期間で業務委託契約を締結しています。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-8060</p>

番号	(42)
項目	<u>大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会として実施する各種事業については、福祉を推進し、事業継続性と質を担保できるように短期間低予算での公募方式は中止し、正規職員が、雇用できる委託料に引き上げを行うこと。</u>
<p>(回答)</p> <p>○老人福祉センター</p> <p>老人福祉センターにつきましては、多様化する住民ニーズに対して、より効果的、効率的に対応するため、施設管理に民間の能力を活用することで住民サービスの向上を図ることを目的として指定管理者制度を導入しています。老人福祉センターの指定管理者の募集にあたっては、本市の「指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドライン」に基づき、指定期間を5年として募集し、事業計画や提案金額等を総合的に考慮して選定を行っております。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢者福祉課 いきがいグループ 電話：06-6208-8054

番号	(43)
項目	コミュニティソーシャルワーカーは、各区で複数以上の正規で配置できるようにすること。
<p>(回答)</p> <p>「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」においては、現在、全市にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を98名配置し、実施しております。</p> <p>また、各区における地域の特性等に応じて、区独自の取組みと併せて事業を実施しており、各区・地域の実情に応じた取組みを進めております。</p> <p>今後も事業内容や各区における取組み状況などの検証を行いながら、引き続き事業の充実に努めてまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7954

番号	(44)	
項目	<p>要介護認定・障害支援区分認定調査事業公募は、短期のプロポーザルは改め、現員現給制の予算措置を行い、正規職員の増員により労働者の定着と安定した調査ができるようにすること。</p>	
<p>(回答)</p> <p>要介護認定・障がい支援区分認定調査業務の委託につきましては、中立性・公平性を図り当該調査を適正に実施することが求められております。</p> <p>要介護認定調査業務にかかる委託契約の条件等については、令和3年度に実施した、マーケットサウンディング（市場調査）の意見を踏まえ、令和4・5・6年度の3年間の長期継続契約とし、令和3年度までの調査実施件数に連動して業務委託料が確定する契約から、調査実施件数によらず定額で支払う固定経費と調査実施件数に連動する流動経費の合計により支払い額が確定する契約に見直し、想定より件数が下回った場合に連動して業務委託料が減少するリスクの低減を図ったところです。</p> <p>障がい支援区分認定調査については、令和4年度より、要介護認定調査業務と同様、調査実施件数によらず定額で支払う固定経費と調査実施件数に連動する流動経費の合計により支払い額が確定する契約に見直しました。また、令和5年度から市内24区ごとに委託する法人を募集し、令和6年度までを契約期間とする長期継続契約で複数の法人に委託して障がい支援区分認定調査業務を実施しております。</p> <p>要介護認定・障がい区分認定にかかる令和7年度からの調査業務の委託事業者公募のため、参入しやすい公募条件の検討や法人のアイデアを把握するためマーケットサウンディング（市場調査）を令和5年7月に実施しました。</p> <p>令和7年度からの契約につきましては、現行事業者やマーケットサウンディングでの意見を踏まえ、公募を行っているところです。</p>		
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（認定グループ）	電話：06-4392-1727
	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課（認定グループ）	電話：06-4392-1730

番号	(45)
項目	日常生活支援事業（あんしんさぽーと事業）は、独居高齢者、生活保護受給者を多く抱える大阪市の特性をふまえ、継続的に高いスキルを担保できる職員が確保でき、利用者の権利が守られるよう国に対しても要求を行い正規職員の大幅増員を行うこと。
<p>(回答)</p> <p>日常生活自立支援事業（あんしんさぽーと事業）につきましては、社会福祉法に定める福祉サービス利用援助事業として、実施主体である大阪市社会福祉協議会が事業のための体制整備、人員配置を行っており、本市としては、市民の権利擁護を推進することを目的に、当該事業に対し補助を行っているところです。</p> <p>平成26年度には、利用者増への対応と体制強化を図るため、専門相談員を大幅に増員できるよう、大阪市社会福祉協議会への補助金を増額いたしました。</p> <p>しかしながら、平成27年度に補助金の特定財源である国庫補助の大幅な見直しが行われたことにより、「利用者1人あたり」による算定基準に改められ、この算定基準によっては必要な財源確保がかなわないため、国に対し個別協議を実施しているところです。平成31年度には、平成30年度に比べて国庫補助算定基準額がわずかに引き上げられましたが、十分な額とは言い難く、本市の補助事業として円滑な事業運営が図られるよう、引き続き国に対し財源措置に関する要望を行うとともに、今後とも予算確保に努めてまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課（相談支援） 電話：06-6208-7974

番号	(46)
項目	<p>生活支援体制整備事業の居場所づくりや生活支援サービスの創出は、高齢者だけでなく、障がい者、子どもの分野にいたるまで社協が行う本来業務であり、2層コーディネーター配置と事業拡大はコーディネーター任せにせず大阪市・区役所・社協全体で取り組むこと。2層コーディネーター配置にあたっては、コロナ禍で集い場が閉じてしまうなど、再開に向け厳しい状況も踏まえ安定的に働き続けられるよう正規職員の予算措置を行うこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>生活支援体制整備事業については、受託者である各区社会福祉協議会に対して、生活支援コーディネーターの配置及び各事業の実施を委託しております。生活支援コーディネーターの配置は急激な高齢化の進展に伴う喫緊の課題解決に向けた施策であり、各区社協の地域支援員が行う地域づくりをベースに、各区社協の地域支援員と連携を図りながら、地域支援員では対応できなかった高齢者に特化した生活支援・介護予防サービスの開発等を行っております。</p> <p>また、生活支援コーディネーターが効果的に活動できるよう、受託者である各区社会福祉協議会が各区役所と連携して策定した年間事業計画に基づく取組みに対して検証・見直しを行い、PDCA サイクルに沿って進めているところです。</p> <p>なお、有識者会議の意見を踏まえ、第2層コーディネーターの配置についても、有機的な連携や、効果的な支援体制の構築を図るため、第1層コーディネーターと同様に各区社会福祉協議会へ委託しており、生活支援コーディネーターの配置にあたっては、第2層だけでなく、第1層も含めた柔軟な職員体制及び事業実施体制が確保できるよう努めております。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-8060</p>